平成２６年（フ）第３３３８号
大阪府豊中市中桜塚５丁目17番19―403号
債務者　伊藤　勇人
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３８４号
大阪府東大阪市友井５丁目２番50―607号
債務者　田中　　實
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９０号
大阪府豊中市東豊中町５丁目２番125―102号、前住所大阪府豊中市東豊中町５丁目２番118―103号
債務者　志賀　慶子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３３９１号
大阪市福島区海老江６丁目11番13号クインズコーポ201号
債務者　山下　芳雄
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３２号
奈良県香芝市逢坂２丁目583―２―301、住民票上の住所大阪府柏原市玉手町４番29―101号　スカイハイツ玉手
債務者　小山　隼人（旧姓菊川）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
奈良県香芝市逢坂７丁目115番地６
債務者　竹田　香奈
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
奈良県宇陀市榛原天満台西３丁目７番の13
債務者　古守　昌子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第１７３号
奈良県橿原市久米町912番地　カーサ神宮前703号
債務者　増澤　節夫
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月１日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２７号
広島県三次市塩町2112番地１　小林アパート５号
債務者　中山　幸子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２６年（フ）第１５６号
茨城県猿島郡境町大字上小橋468番地、前住所東京都豊島区東池袋２丁目13番３号　コーポ清和101号
債務者　原田　隆穂
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第７２１号
埼玉県和光市白子２丁目14番55号　第３コーポふじみ206号室、住民票上の住所埼玉県和光市白子３丁目39番39号　白子ハイツ１―205
債務者　藤城　千春（旧姓森）
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第７３９号
埼玉県戸田市中町２丁目18番29―207号
債務者　柴沼ますみ
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３３０号
埼玉県春日部市一ノ割１丁目23番35号　コーポ一ノ割102号
債務者　八木　雅之
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野596番地28
債務者　進藤　一郎
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第３７０号
千葉県八千代市米本1359番地　米本団地５街区20棟405号
債務者　西尾絵里香
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４３０号
千葉県市原市椎津318番地
債務者　布施　浩子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４８４号
千葉市稲毛区稲毛町５―18　額田病院内、住民票上の住所千葉市稲毛区轟町３丁目８番10号
債務者　加藤　光江（旧姓新井）
1　決定年月日時　平成26年７月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係